

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第17号

帯広市国民健康保険条例の一部を改正する条例

帯広市国民健康保険条例（平成 3 年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第19条第 1 項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第 2 号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第 3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第 2 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 3 項中「65万円」を「66万円」に改める。

第19条の 4 第 1 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 2 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 5 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 6 項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。